

**令和8年度東三河防災啓発イベント開催事業委託（防災協働社会連携推進事業）
企画提案募集要項**

1 事業の目的

愛知県における今後30年以内の南海トラフ地震の発生確率は、政府地震調査研究推進本部によると地震発生間隔と隆起量データを用いた計算方法からは「60～90%程度以上」、発生間隔のみを用いた計算方法からは「20～50%」と、いずれのデータも「IIIランク」（高い）とされておりま

す。また、東三河地域内の市町村は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定され、南海トラフ地震による大きな被害が想定されているため、さらなる防災力向上を図る必要がある。

そこで、あいち県民の日である令和8年11月27日（金）に合わせ、子どもやファミリーを対象として消火、救出などを学べる防災啓発イベントを実施し、サポートスタッフとともに震災時に必要な技能や知識を身につけてもらうことで、県民の防災知識の向上を図る。

2 契約条件

(1) 事業名称

令和8年度東三河防災啓発イベント開催事業委託（防災協働社会連携推進事業）

(2) 業務の仕様

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(3) 契約形態

委託契約

(4) 契約保証金

愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の2の規定により契約金額の100分の10の金額とする。ただし、同規則第129条の3第3号に該当する場合は、全額を免除する。

(5) 契約期間

契約締結日から令和9年1月29日まで

(6) 契約限度額

5,056,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 支払方法

事業終了後の精算払いとする。

3 応募資格

次の要件を全て満たす法人その他団体とする。

(1) 愛知県の最新の入札参加資格者名簿の大分類「03. 役務の提供等」に登録されている者であること。（入札参加資格審査申請中の場合は、契約日までに登録されている必要があります）。

(2) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を提案書受付期間に受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け 愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

4 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、説明会を開催する。説明会への参加は応募の必須条件ではないが、応募する予定の方はできるだけ参加すること。

なお、欠席により不利益を受けた場合であっても、愛知県はその責任を負わない。

(1) 開催日時

令和8年7月14日（火） 午後3時から午後4時まで

(2) 開催方法

オンライン（Microsoft Teams）

(3) 参加申込

説明会への参加を希望する方は、①会社名、②参加者氏名、③連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記の上、令和8年7月10日（金）午後4時までに以下のメールアドレス宛てに申込みを行うこと。

申込みのあったメールアドレス宛てに、令和8年7月14日（火）午前11時までに会議参加URLを送付します。

申込アドレス：higashimikawa@pref.aichi.lg.jp

※メールのタイトルは「防災啓発イベント開催事業 公募説明会 参加申込」とすること。

5 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書表紙

②企画提案書（様式1）

③過去の業務実績書（様式2）

④見積書（任意様式、A4縦サイズ）

・愛知県東三河総局長あてとすること。

・見積金額合計（税抜）

⑤積算内訳書（様式任意、A4縦サイズ）

・全ての経費について具体的な積算根拠を記載すること。

⑥企画提案書の不開示願（必要な場合のみ）（様式3）

⑦社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）

⑧総括責任者の経歴書（任意様式）

⑨応募者の概要が分かる書類（会社パンフレット等）

(2) 提出部数

上記①から⑧は各7部（正本1部、副本6部）、上記⑨は1部

(3) 提出方法

持参又は郵送のいずれかとする。ただし、郵送の場合は、配達証明したものに限る。

(4) 提出期限

令和8年7月31日（金） 午後5時（必着）

(5) 提出先

〒440-8515 豊橋市八町通五丁目4

愛知県東三河総局県民環境部防災安全課（担当 赤松）

※ 持参の場合の受付時間は土・日・祝を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

※ 電子メール及びFAXによる応募は受け付けない。

※ 提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けない。

(6) 応募に関する問い合わせ

令和8年7月17日（金）午後4時まで電子メールにより質問を受け付ける。

なお、口頭（電話を含む）による質問は受け付けない。

また、質問のメールを送信した場合は、電話連絡を問い合わせ先まで行うこと。

質問に対する回答は、令和8年7月27日（月）午後4時までに県のホームページに掲載する。

【問合せ先】

愛知県東三河総局県民環境部防災安全課

メール：higashimikawa@pref.aichi.lg.jp

電話：0532-35-6102

タイトルは「防災啓発イベント開催事業 質問」とすること。

(7) 申込みに係る留意事項

① 企画提案は1者1提案までとする。

また、企画提案書提出後の問合せ、書類の追加及び修正は認めない。

② 提出書類は、すべてA4判縦置き横書き・片面使用、文字サイズは11ポイント以上とする。

ただし、図表その他の関係で前記によれない場合はこの限りではない。

③ 企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された提案書は返却しない。

④ 提出された書類に関する一切の権利は、愛知県に帰属するものとする。

⑤ 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。

・提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合

・県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合

・この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合

- ・応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が定める。

6 契約候補者の選定

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において提案書に基づくプレゼンテーション審査を行う。

(2) 選定方法

提出された書類について形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案者が3者を超えてある場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面による1次審査を行う。（選定委員会と同様の基準にて審査）

選定委員会は非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

また、企画提案に係る費用は、応募者の負担とする。

【審査日時】

- ①日時：令和8年8月5日（水）午前10時から
- ②場所：愛知県東三河総合庁舎 1階 101会議室（豊橋市八町通5丁目4）
- ③備考：提案書ごとの開始時間等は、書面審査の結果と合わせて別途連絡する。
プレゼンテーションの時間は、1者につき20分を想定する。
パソコン、プロジェクター等の電子機器は使用不可とする。
プレゼンテーションの終了後に10分程度の質疑応答を設ける予定である。

(3) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行う。

審査項目		評価の視点
①	業務全体に対する考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施趣旨を理解しているか ・全体スケジュール及び個別の事業計画が適切であるか。 ・本事業の実施体制及び実施方針は十分かつ適切か。
②	事業内容 プログラムの実施について	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムの種類は豊富か。 ・必須プログラムが含まれているか。 ・各プログラムを適切に実施可能か。 ・各プログラムの配置は適切か。 ・各プログラムの資機材が用意可能か。 ・安全対策は適切か。
	事前研修会について	<ul style="list-style-type: none"> ・各プログラムの講習を適切に実施可能か。 ・オンライン対応は可能か。 ・事前研修会に必要な各プログラムの資機材が用意可能か。
	プログラムの周遊	<ul style="list-style-type: none"> ・各プログラムを周遊させる工夫が施されているか。 ・景品として交換する防災啓発グッズは適切か。

	サポートスタッフ	<ul style="list-style-type: none"> サポートスタッフの必要人数とその募集方法を具体的に示しているか。 サポートスタッフについて配慮しているか。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 今後、本事業の取組が発展するような内容となっているか。
③	予定金額	<ul style="list-style-type: none"> 予定金額が事業内容と比較して適正か。
④	社会的価値の実現	<ul style="list-style-type: none"> 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式4）に基づく評価

(4) 選定結果の通知

選定結果については、全ての提案者に対して郵送で通知する。

(5) 提出のあった企画提案書の取り扱いについて

不採用となった企画提案書について情報公開請求があった場合は、企画提案書の不開示願を参考に、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断する。

7 契約

事業実施に当たって企画提案を公募により広く募り、最も優れた応募者を1者選定します。業務仕様書及び契約金額を委託金限度額の範囲内で協議した上で、契約を締結します。

協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとします。

なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

8 辞退

書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。（様式任意）

9 受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

- (1) 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

10 進捗状況の確認について

委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

11 注意事項

- (1) 受託後の企画提案書に記載された業務実施体制（統括責任者、業務担当者等）の変更は原則認めない。
- (2) この要項に定めるものの他、選定実施に係る必要な事項は県が定める。

12 スケジュール（予定）

日	内容
令和8年7月1日（水）	募集開始
令和8年7月14日（火）	説明会
令和8年7月31日（金）	企画提案書の提出期限
令和8年8月5日（水）	選定委員会による審査
令和8年8月中～下旬	委託先の決定、契約締結
令和8年11月27日（金）	イベント当日
令和9年1月29日（金）	契約満了